

既に製品化されているもの等について  
性能・用途を考慮してカテゴリー化

### カテゴリーⅠ（簡易タイプ）

- ① 震度5強相当（250gal,周期0.5秒）の揺れに対して確実に作動すること
- ② 震度4相当（80gal, 周期0.3秒）の揺れに対して確実に作動しないこと
- ③ 地震時における標準的なブレーカーの電源遮断を補助するための必要な機能を有すること

### カテゴリーⅡ（部分タイプ）

- ① 震度5強相当（250gal,周期0.5秒）の揺れに対して確実に作動すること
- ② 震度4相当（80gal, 周期0.3秒）の揺れに対して確実に作動しないこと
- ③ 自ら電力供給を遮断する機能を有すること

### カテゴリーⅢ（分電盤タイプ）

- ① 震度5強相当（250gal,周期0.3,0.5,0.7秒）の揺れに対して確実に作動すること
- ② 震度4相当（80gal, 周期0.3,0.5,0.7秒；250gal, 周期0.1秒）の揺れに対して確実に作動しないこと
- ③ 自ら電力供給を遮断する機能を有するか、電力供給の遮断を回路で制御できる機能を有すること
- ④ JWDS0007付2の仕様に適合すること

今後の技術開発  
の方向性

### カテゴリーⅣ（総合タイプ）

- ① 震度5強相当（250gal,周期0.3,0.5,0.7秒）の揺れに対して確実に作動すること
- ② 震度4相当（80gal, 周期0.3,0.5,0.7秒；250gal, 周期0.1秒）の揺れに対して確実に作動しないこと
- ③ 自ら電力供給を遮断する機能を有するか、電力供給の遮断を回路で制御できる機能を有すること
- ④ 家屋内の全ての回線について、発災時に遮断される回線と遮断されない回線の制御が可能であること
- ⑤ 遮断される回線についてはJWDS0007付2の仕様に適合すること
- ⑥ 遮断されない回線については所要の出火防止対策等が施されていること

# 日本配線器具工業会規格 JWDS 0007 付2

## 感震機能付住宅用分電盤

### 1. 適応範囲

この付属書は、単相3線式100/200V電路に使用する感震機能付住宅用分電盤について規定する。

この規格で規定していない事項については、JWDS 0007「住宅用分電盤」を適用する。

### 2. 用語の意味

#### 2.1 感震装置

震度5強相当の地震波を感知すると一定時間警報を発した後、主開閉器を遮断する装置。

#### 2.2 感 震

地震波を感知すること。

### 3. 構造及び機能

#### 3.1 構造一般

感震装置は、住宅用分電盤内又は住居内に取付け、交換が可能である構造とする。

#### 3.2 機 能

感震装置は、以下の機能を有すること。

- (1) 感震動作機能 震度5強相当の地震波を感知したとき、ランプ・ブザー又は音声などにより警報を発し、3分後に主開閉器を遮断する信号を出力する。
- (2) リセット機能 地震波感知から主開閉器遮断までの3分間にリセットボタンが操作されると、警報が停止する。地震波感知の記憶を消去し、初期状態に戻る。
- (3) 地震波感知記憶機能 地震波感知から主開閉器遮断までの3分間に停電が発生すると、地震波感知を記憶して復電時に主開閉器を遮断する信号を出力する。
- (4) 停電補償機能 感震装置の電源を切り8秒以内に地震波を感知したとき、再度電源投入時、主開閉器を遮断する信号を出力する。
- (5) テストボタン機能 テストボタン操作などにより、感震装置が正常に動作することを確認できる。

### 4. 性能及び試験

#### 4.1 試験場所及び試験品

試験は、特に定めのある場合を除き、JISZ 8703「試験場所の標準状態」に規定する常温(20°C±15°C)、常湿(相対湿度65%±20%)の通風、温度変化、その他試験の結果に著しい影響を及ぼすおそれのない場所で行う。試験は、特に定めのある場合を除き感震装置単品で行う。

#### 4.2 構造及び機能試験

- (1) 構造 3.1に適合すること。
- (2) 機能 3.2に適合すること。

#### 4.3 感震動作試験

感震装置は、周期を0.3秒、0.5秒及び0.7秒とし、各周期ごとに加速度を250cm/s<sup>2</sup>(gal)で水平(前後)方向、及び、水平(左右)方向に加振したときに10秒以内に感震動作をすること。

注(1) 水平(前後)方向の試験と水平(左右)方向の試験は、各々に試験すること。

#### 4.4 感震不動作試験

感震装置は、以下の試験をしたとき感震動作をしないこと。

- (1) 周期を0.3秒、0.5秒及び0.7秒とし、各周期ごとに加速度を80cm/s<sup>2</sup>(gal)で水平(前後)方向、及び、水平(左右)方向に加振したときに10秒以内に感震動作をしないこと。
- (2) 周期を0.1秒とし、加速度を250cm/s<sup>2</sup>(gal)で水平(前後)方向、及び、水平(左右)方向に加振したときに感震動作をしないこと。

#### 4.5 周囲温度特性試験

周囲温度-10°C、20°C、50°Cで4.3 感震動作試験に示す試験を行ったとき、正常に動作すること。

#### 4.6 絶縁抵抗試験

絶縁抵抗試験は、500Vの絶縁抵抗計で充電部と非充電部の絶縁抵抗を測定したとき、その

値は 5 MΩ 以上であること。

#### 4. 7 耐電圧試験

耐電圧試験は、周波数50Hz又は60Hzのほぼ正弦波の交流電源を用い、充電部と非充電部間に1,500Vの電圧を1分間加えたとき、リーク電流は10mA以下であること。

#### 4. 8 雷インパルス不動作試験

電源端子と取付部の非充電金属部間に表に示す衝撃波電圧を印加したのち、4. 3 感震動作試験に示す試験を行ったとき、正常に動作すること。

衝撃波電圧	7kV 1.2×50 μS
印加回数	正負 各3回
試験回数	JIS C 8371による

### 5. 検 査

#### 5. 1 型式検査

型式検査は、次の試験項目及び順序で、4に規定する試験方法により同一試験品について行い、3～4の規定に適合しなければならない。

- (1) 機能
- (2) 感震動作
- (3) 感震不動作
- (4) 周囲温度特性
- (5) 絶縁抵抗

(6) 耐電圧

(7) 雷インパルス不動作

#### 5. 2 受渡検査

受渡検査は、次の項目及び順序により同一品について行い、3～4の該当事項に適合しなければならない。ただし、受渡当事者間の協定により試験の一部を省略してもよい。

- (1) 機能
- (2) 絶縁抵抗
- (3) 耐電圧

### 6. 表 示

感震装置には、容易に消えない方法で次の事項を表示しなければならない。

- (1) 名称
- (2) 形名
- (3) 製造業者名又はその略号
- (4) 製造年月又はその略号
- (5) 定格電圧
- (6) 動作概要 \*
- (7) 動作感度(震度・ガルのどちらでも可) \*

注) \*の表示事項は、他の場所への表示があれば省略することができる。